

議 事 内 容

- 専務理事 第 90 回常設審議委員会の定刻となりました。
はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 〇〇会長 (挨拶)
- 議長 それでは、ただいまから第 90 回常設審議委員会を開会いたします。
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 17 名の出席をいただいております。
常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (資料 1 により報告)
- 議長 また、先月の委員会で、〇〇市の案件について確認事項がありましたので、事務局より報告をお願いします。
- 農業会議事務局 (〇〇市の案件について報告)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・6 件のほか、「令和 5 年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇町・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇市農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1~5-2について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-3について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会の案件について、農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局 (整理番号5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-5について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-6について、資料に沿って説明)

議長 農地法第5条関係6件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請のキャンプ場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の店舗兼自動車整備工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	水路と里道は形状変更されるというご説明でしたけど、これは多分補助事業で作っていて、耐用年数が残っていれば補助金返還が発生すると思うのですが、その辺はどうなっていますか。
農業会議事務局	〇〇市に確認したところ、占用料ということで処理するとのことで、形状を変更して調整池の下に入りますけれども、補助金等があればその中からお返しをすると聞いております。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「令和5年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局

(資料2により説明)

議長

皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

新規就農者は施設園芸ばかりで70代が何とか頑張っている状況です。国は本当に農地の担い手を作る考えがあるのでしょうか。また、神崎市では何カ所か話し合いで大型区画にしているところですが、基盤整備事業の補助率が分かれば教えてもらいたいと思います。

〇〇委員

基盤整備事業はいろんなメニューがありまして、要件を満たせば実質農家負担がないものもありますので、農林事務所に行けば教えてくれると思います。

〇〇委員

太陽光について、国に早急に対応策を示すように働きかけをお願いしたいとの文言がありますが、最終的に廃棄する際の責任者は誰なのかという追跡、それを県独自の基準として条例の制定を求めるというように、もう少し強く要望してもいいのではないかと思いますので、検討をお願いします。

〇〇委員

一度各市町に持ち帰って意見があれば出すということにしてはどうでしょうか。

議長

それでは各市町で意見があれば出していただくようお願いします。最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局

(資料3により説明。)

議長

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務理事

皆さま、お疲れさまでした。
今回は10月16日になりますので、ご予約をお願いします。

14時40分